

仲裁 ADR ワークショップ問題 (2021 年実施)

1. ネゴランド国は、国土 90 万平方キロメートル、人口 3,000 万人の立憲君主制国家である。首都はネゴネゴである。科学技術が発展しており、工業、IT 等の分野で世界的に有力な企業も多い。インターネットを活用した e-commerce なども活発である。また、豊かな自然や歴史的な遺産など、観光の見どころも豊富であり、観光業も盛んである。1 人当たり GDP は約 5 万米ドルである。通貨はネゴリラである。公用語はネゴ語である。
2. ネゴランド国政府は、2017 年、IT 技術の粋を凝らしたスマート・シティ構想を推進することを宣言し、第一歩として人口 100 万人のネゴランド第 3 の都市であるネゴタウンをスマート・シティ特区として設定した。そこでは、規制の緩和等を行い、官民両面で大規模な IT 化を進めて、自動運転自動車の実用化、キャッシュレス化、省エネルギー・ビルディングの推進、5 G 通信網の整備、太陽光発電の推進等を進めてきた。2019 年には都市のほぼ全域でのキャッシュレス化、2020 年には公道での自動運転や 5 G の実用化を実現している。
3. アービトリア国は、国土 50 万平方キロメートル、人口 5,000 万人の立憲君主制国家である。首都はアブアブである。ネゴランド国と同様、工業が盛んで、科学技術が進んでいる。電子部品や自動車産業では世界をリードしているが、情報技術や宇宙産業などの世界の最高水準からはやや遅れている。最近は、観光立国にも力を入れており、海外からの観光客も増加傾向にある。1 人当たり GDP は約 5 万米ドルである。通貨はアブドルである。公用語はアブ語である。
4. アービトリア国では、個人情報保護に関する問題・関心が高まっており、2017 年 5 月には一般データ保護法を制定した。同法は 2019 年 1 月 1 日から施行されている。一般データ保護法の主要な条項は別添 1 の通りである（別添 1 以外に本間に関する規定は存在しない）。一般データ保護法を所管するのは政府の個人情報保護委員会である。なお、同法の施行に際し、個人情報保護委員会は、個人情報の保護のために一般データ保護法を厳格に適用していくと宣言しており、2019 年 5 月には、大規模小売店が、50 万人余りの顧客の個人情報を漏洩させたとして 1,000 万アブドルもの制裁金を課されたケースが発生している。また、一般データ保護法に違反した場合、制裁金に加え、アービトリア国の消費者保護団体が被害者を代表して損害賠償請求訴訟を提起することもある。
5. ネゴランド国とアービトリア国の関係は良好であり、活発な人・物・サービスのやり取りがなされてきた。ネゴランド国とアービトリア国の経済水準や人々の嗜好等は比較的よく似ていると言われている。2007 年には経済連携協定を締結しており、物品の貿易についての関税が撤廃されている。ネゴランド国及びアービトリア国は、いずれも外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約、国際物品売買契約に関する国際連合条約の締約国である（なお、本間の検討にあたり、国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（モントリオール条約）について検討する必要はない）。ネゴリラ、アブドル、米ドルの相場

の推移は別添 2 の通りである。ネゴランド国とアービトリア国の間では 3 時間の時差があり、ネゴランド国の時間が先に進んでいる。ネゴランド国とアービトリア国は飛行機で約 7 時間の距離である。

6. ネゴランド国、アービトリア国のいずれにおいても、貨物・旅客の運送事業（国内運送であるか国際運送であるかを問わない）は、いずれも所管官庁の免許を得ないで行うことができない事業である。このうち、国内貨物運送を行う事業者は外資規制の対象となっており、外国人が代表者である法人、外国人が取締役の 3 分の 1 以上を占める法人、外国人が議決権の 3 分の 1 以上を有する法人は、国内貨物運送事業を行う免許を得ることができない（国際貨物運送に関する外資規制はない）。
7. レッド社は、ネゴランド国の大手運送事業者である。レッド社は、1950 年にネゴランド国内の運送会社として設立された。2000 年頃から、ネゴランド国で e-commerce が盛んになり、通信販売の貨物運送の取扱高が増加するにつれ、レッド社の業容は拡大した。レッド社の貨物運送の中心は、宅配事業（個々の家庭や事務所を訪問して荷物を届けたり、荷物を預かったりする事業）である。ネゴランド国内の宅配事業では、毎月約 4,000 万個の荷物を扱っており、ネゴランド国の第 2 位のパープル社（毎月約 3,000 万個の荷物を扱っている）、第 3 位のグリーン社（毎月約 2,000 万個の荷物を扱っている）の 3 社で、ネゴランド国内の宅配事業の 9 割を担っている。
8. レッド社は、2008 年からは、ネゴランド国とアービトリア国間の国際航空貨物運送にも進出した。この航空貨物運送では、レッド社自身が貨物専用の中型航空機 2 機を保有し実際の運送を行うのに加え、ネゴランド国及びアービトリア国でフォワーダーとしての業務も行っている。2007 年のネゴランド国とアービトリア国との間の経済連携協定締結の結果、ネゴランド国とアービトリア国との間の貿易が従来以上に盛んとなったことから、ネゴランド国の小規模国際貨物運送事業者をレッド社が買収し、自社の事業に加えたものである。また、レッド社は、こうした宅配事業や国際貨物運送事業のリソースや経験を活かし、ロジスティクス事業としてネゴランド国の法人向けの物流のコンサルティングやサポート事業も手掛けている。ロジスティクス事業との関係では、ネゴランド国の主要都市に顧客が利用できる大規模な倉庫を所有しており、物流に関する多様なニーズに応えるソリューションの提案に活用している。また、2010 年には、ネゴランドの観光バス会社を買収し、国内の観光バス事業にも参入している。
9. レッド社は、2015 年からネゴランド国最大の自動車会社であるイエロー社と共同研究開発契約を締結し、共同して自動運転自動車やドローンによる貨物輸送の実用化に取り組んでいる。開発は順調に進み、2017 年からは、ネゴタウンでのスマート・シティ構想の取組みの中で、自動運転自動車やドローンを使って消費者の自宅に届ける実験を始め、2019 年 5 月からは、ネゴタウンにおいて、小型の商品についての実用化に至っている（共同研究開発を通じて得られた知的財産権はレッド社とイエロー社が共有している）。レッド社の概要は別添 3 のとおりである。

10. ブルー社は、アービトリア国のオンライン小売事業者である。1990年に設立され、若者向けの文具やファッションのインターネット・ショッピング・サイトからスタートした。アービトリア国の人々のインターネットの利用が進むにつれて、ブルー社の取扱商品と業容はどんどん拡大し、現在では、ブルー社のサイトで何でも買える、といったくらいに、豊富な品揃えを誇るアービトリア国の最大手のインターネット・ショッピング・サイトを運営している。ブルー社が運営しているアービトリア国の消費者向けショッピング・サイトは2つある。1つは、アービトリア国内の業者から幅広い商品を購入し、自社で在庫を持つ形で販売する「ブルー・ストア」である。ブルー社は、アービトリア国に巨大な倉庫を有しており、注文の翌日にはアービトリア国内の各所に商品を届けてくれる便利さが大変好評である。
11. もう1つは、アービトリア国の業者に限らず、世界各国からブルー社が選んだ優良店舗を集めた「ブルー・グローバル・モール」である（略して「BGM」と呼ばれている）。BGMは、インターネット・サイト上に開設された大型ショッピング・モールである。電化製品、家具、衣服、宝石、食糧品などの物品の販売に限らず、エンターテインメント、教育、観光等のサービスまで、幅広いジャンルをカバーしている。BGMを通じて購入された商品・サービスは、モールに出店している各店舗から発送・提供される。BGMでは、単に店舗を検索できるだけでなく、サイトのデザインや User Interface が工夫されており、顧客は実際にモールを散策しているような感覚で世界の優良店の商品をチェックすることができる点が人気である。各出店者のサイトは、出店者がブルー社に管理を委託し、ブルー社がサイトの運用をサポートしたり注文・取引データの管理に関する継続的なサービスを提供したりする場合と、出店者が自ら管理しており、ブルー社はBGMの運営の一環として出店者の商品・サービスの宣伝等を行うものの、注文等を行う場合は出店者のサイトに遷移する場合がある。前者の場合、出店者のサイトはブルー・グローバル・モール専用で作られているが、後者の場合、ブルー・グローバル・モール以外の顧客も出店者のサイトにアクセス可能となっている。
12. BGMの各出店者のサイト以外の部分の使用言語はアブ語であるが、各出店者のサイトが何語で提供されるかは、各出店者が決定している。但し、BGMは高性能の自動翻訳機能を備えており、ある出店者のサイトが英語や他の言語であっても、アブ語に翻訳することができる（この自動翻訳機能はブルー社が開発したもので、外部サイトについても利用可能な技術である）。翻訳の精度は、自動翻訳機能としては世界一の水準で、モールでのショッピングには全く問題ないレベルである。各出店者のサイトでの決済通貨も各出店者が決定している。但し、BGMでは各種のクレジット・カードやアービトリア国で普及しているキャッシュレス決済ツールを用いてアブドル建てで決済できる機能を提供しており、ある出店者のサイトの決済通貨が米ドルや他の通貨であっても、この機能を用いることによって、利用者はアブドルで支払いを行うことができる。
13. ブルー社は、自社のインターネット・ショッピング・サイトの構築のためのリソースを活用して、事業者によるオンライン・マーケティング・システムや販売管理システム等のシ

システム開発、ウェブサイトの作成、また、クラウド・ストレージ・サービス（ブルー社が保有・管理するサーバー上で顧客企業のデータ等を預かるサービス）を提供している。このサービスは、ブルー社の余剰リソースを活用することにより提供されており、その大きな収益源となっている。ブルー社は研究開発費に豊富な資金を投入しており、これらの分野におけるブルー社の技術力の高さには定評がある。ブルー社がクラウド・ストレージ・サービスの提供に利用しているサーバーは、アービトリア国を中心に、ネゴランド国等複数国に設置されている。ブルー社の概要は別添4の通りである。

14. 2009年10月1日、ブルー社はネゴランド国におけるインターネット・ショッピング・サイトのサービスを開始した。これは、「ブルー・ストア」がアービトリア国で大きな成功を取めたことに伴い、ブルー社としては、このビジネスモデルを他の国においても使えないかどうかと考へたこと、その際には、アービトリア国と関係が深く経済状況も似ていると考へたネゴランド国が最適であると考へたことによる。こうしてスタートしたネゴランド国の消費者向けのサービスは「ブルー・ストア・ネゴランド」といい、略して「BSN」と呼ばれている。BSNをスタートするにあたり、2009年5月、ブルー社はネゴランド国内に100%子会社であるブルー・ネゴランド社を設立した。
15. BSNは、ネゴ語のみで提供され、決済はネゴリラのみで行われている。BSNの運営はブルー社が行っているが、「ブルー・ストア」とBSNは、別々のサイトとして運用されており、顧客のアカウントも「ブルー・ストア」とBSNは独立して管理されている。また、顧客がBSNを通じて商品を購入する場合の売主はブルー・ネゴランド社ではなく、ブルー社であり、ブルー・ネゴランド社はブルー社からの委託に基づきネゴランド国内での商品の調達、保管、配送の委託を担当している。BSNの顧客から注文が入ると、ブルー社からブルー・ネゴランド社に対して取引の内容が報告される。ブルー・ネゴランド社は、この報告に基づき、ネゴランド国内にある自社の倉庫から商品を出荷する。BSNでは、ネゴランド国内の商品に加え、「ブルー・ストア」で扱っている商品のうち、特に人気の高いアービトリア国の商品も扱っている。アービトリア国の商品については、ブルー社が前もってアービトリア国からネゴランド国の倉庫に一定量を移して保管をしておき、在庫がないものについては航空便でアービトリア国から輸送して消費者からの注文に対応している。
16. BSNを開始するにあたり、ブルー社がネゴランド国内での商品の宅配及びアービトリア国からネゴランド国への航空運送を委託する業者として選んだのがレッド社である。ブルー社がレッド社を選んだ理由は、レッド社は、ネゴランド国第一位の宅配事業者であり、また、BSNにおけるアービトリア国の商品のアービトリア国からネゴランド国への航空運送にも対応できるためである。レッド社としても、2008年からスタートしたネゴランド国とアービトリア国間の航空貨物運送事業が予想に反して低調であったところ、ブルー社のような大口顧客が安定的に航空貨物を利用してくれることは願ってもないことであった。
17. 2009年2月、レッド社とブルー社は、①BSNで商品を購入したネゴランド国の顧客宛の

宅配サービス及び②BSN で販売するアービトリア国の商品のネゴランド国向けの航空運送に関するマスター契約を締結した。同契約のうち、本問と関連する部分の抜粋は別添5の通りである。マスター契約はレッド社とブルー社との間の①②に関する基本的な条件を定めたものであり、①の個別の運送に際しては、具体的な荷物の内容、配達先、配達日等が記録された配達依頼情報をブルー・ネゴランド社がレッド社に提供し、配達を依頼する。マスター契約を締結するにあたり、レッド社とブルー社が行ったミーティングの議事録は別添6の通りである。

18. BSN はネゴランド国の消費者から支持され、取扱高は順調に推移した。ネゴ語・ネゴリラで利用することができ、かつ、国際貨物の配達料を負担せずに、アービトリア国の優れた商品が迅速に入手できるのが、BSN の1つのセールスポイントになっている。BSN におけるネゴランド国の商品とアービトリア国の商品の取扱いの割合は、3：1 程度であるが、レッド社による航空運送・宅配業務にも特段のトラブルは生じなかった。BSN の売上高の推移は、別添7の通りである。
19. 2018年5月、ネゴランド国政府は海外からの観光客の増加に力を入れることを発表し、観光ビザの取得を容易にする等の施策を公表した。これに伴いレッド社は、観光業を更に拡大することとし、海外からの観光客向けのサービスに力を入れることとした。具体的には、海外からネゴランド国への観光客向けのパック旅行、オーダーメイド旅行、宿舎・交通・イベント等の予約を手掛けるオンライン・サービスを行うためのサイトである「レッド・ワールド・トラベル」を展開することとなった。また、レッド社は、以前からネゴランド国内の観光事業向けのサイトである「レッド・トラベル」を有していたが、「レッド・ワールド・トラベル」の開始に合わせ、こちらも全面リニューアルすることとなった。レッド社は、これらのウェブサイトの作成及び「レッド・トラベル」と「レッド・ワールド・トラベル」の運営システムの開発をブルー社に委託した。「レッド・トラベル」と「レッド・ワールド・トラベル」の運営システムは連携しており、レッド社の観光事業全体を管理できるようになっている。このウェブサイトと運営システムの開発の委託に関する契約のうち、本問に係る部分の抜粋は別添8の通りである。レッド社がブルー社に開発を依頼したのは、ブルー社のオンラインビジネスに関する技術力を高く評価したためである。
20. 2018年12月15日、「レッド・ワールド・トラベル」はオープンした。「レッド・ワールド・トラベル」は、様々な外国からの観光客の獲得を狙ったもので、英語で作成されている。「レッド・ワールド・トラベル」のサーバーはネゴランド国に設置されている。「レッド・ワールド・トラベル」の運営システムの管理はレッド社が行っている。レッド社は、定期的にネットワークセキュリティに関する監査を受けているが、そのセキュリティ管理の態勢は、同業他社に比べても適正な水準であるとの監査結果を受けている。また、レッド社は、「レッド・ワールド・トラベル」をBGMに出店した。「レッド・ワールド・トラベル」のBGMへの出店は、開発当初から予定されていたものであった。これは、「レッド・ワールド・トラベル」のウェブサイトの作成等を依頼されたブルー社が、レッド社に対して、ぜひBGMに出店して欲しいと依頼したためである。その結果、2019年末まで

に「レッド・ワールド・トラベル」を利用して契約をした旅行者の数は20万人と大幅に増加し、そのうち3割がBGMを経由して「レッド・ワールド・トラベル」にアクセスしたアービトリア国からネゴランド国への旅行者であった。

21. 顧客がBGMの「レッド・ワールド・トラベル」の店舗に入り、旅行等を注文する場合、ネゴランド国のサーバー上に記録された「レッド・ワールド・トラベル」のウェブサイトを利用して取引が行われる仕組みとなっている。BGMから「レッド・ワールド・トラベル」のサイトに遷移するまでの部分はブルー社が作成・管理している。顧客がBGMを通じて「レッド・ワールド・トラベル」を利用する場合、「ここから先は、レッド社が運営するレッド・ワールド・トラベルのサイトになります。レッド・ワールド・トラベルでの取引については、レッド・ワールド・トラベルの利用規約をよくご確認ください」との記載が表示され、数秒後に自動的に「レッド・ワールド・トラベル」のサイトに遷移することになっており、顧客がこの記載や利用規約を読んで理解したうえでなければ「レッド・ワールド・トラベル」のサイトに移行しないような工夫はなされていなかった。顧客が「レッド・ワールド・トラベル」のウェブサイトに移る際に、ブルー社からレッド社に対して当該顧客に関する情報が移転することはない。「レッド・ワールド・トラベル」で商品又はサービスを購入する場合、顧客は利用規約を末尾までスクロールし、「利用規約を読んで同意しました」といった記載をクリックしなければ契約を成立させることができないようになっている。「レッド・ワールド・トラベル」の利用規約には、「レッド・ワールド・トラベル」での取引については、ネゴランド国法が適用される旨が記載されている。「レッド・ワールド・トラベル」のウェブサイトの開発やBGMへの出店に携わったレッド社の責任者であるスワローとブルー社の責任者であるダイヤモンドが、仲裁手続開始後、仲裁廷に提出した陳述書は別添9-1及び9-2の通りである。
22. 2019年1月、ブルー社は、2019年10月にBSNが10周年記念を迎えることから、イベントとして特別なセールを行うことを決定した。このイベントは、「BSN-Super 10th Anniversary」と名付けられた。BSNがこのようなセールを行うのは5周年記念の2014年に続き2回目である。5周年記念の時には、5日間にわたり、全品半額から2割引きのセールを実施し、1日あたり平均で5,000万ネゴリラを売り上げた。10周年記念では、2019年10月1日から7日までの7日間、全品半額から2割引きのセールを行うこととされた。また、これに合わせて、同じ時期に「ブルー・ストア」でも同内容のセールを行うこととし、こちらは「Blue Ultra Sale」と名付けられた。
23. ブルー社は、BSNの10周年を祝うため、BSN-Super 10th Anniversaryの際に、通常BSNでは取り扱っていないアービトリア国の2つの特産品を販売することにした。それは、①アービトリア国にしか生息していないアービトリア蜂の巣からとれるプロポリスである「アブ・プロポリス」と、②世界的に有名なアービトリア国のITメーカーの製作した高機能腕時計である「アブ・ウォッチ」である。いずれも、ネゴランド国でまとまって販売されるのは初めてである。①は、健康に良く、免疫を高め、菌やウイルスなどを撃退してくれると言われている。大変希少でアービトリア国においてもなかなか手に入らず、「ブ

ブルー・ストア」では、特に入荷があった場合に限り、時価に応じて、50cc 入りの瓶を 1 本 100 アブドルから 150 アブドルで販売しているものである。「アブ・プロポリス」の生産者からの調達価格は、通常 60 から 90 アブドル程度であるが、ブルー社は、今回のセール用に、これを 1 本 40 アブドルで 5 万本調達することに成功した。ブルー社は、BSN-Super 10th Anniversary において、これを 1 本 50 ネゴリラで販売する予定とした。②は、単に時間が分かるだけでなく、電話、健康状態の管理、音声での情報検索、スケジュール管理、キャッシュレス決済が全てでき、かつとてもファッショナブルなものであり、通常、ブルー・ストアにおける販売価格は 1 本 1,000 アブドルである。この時計も大変人気でなかなか手に入らないものであり、ブルー・ストアでも常に入荷待ちが続いているような状況であるが、ブルー社は、今回のセール用に、これを 1 本 400 アブドルで 1 万本調達することに成功した。ブルー社は、BSN-Super 10th Anniversary において、これを 1 本 500 ネゴリラで販売する予定とした。但し、BSN-Super 10th Anniversary の宣伝では「アブ・プロポリス」及び「アブ・ウォッチ」を「特価で」販売するとのみ案内し、具体的な販売価格は、セール開始時に公表することとした。

24. 2019 年 7 月、ブルー社が BSN-Super 10th Anniversary を行うことを公表すると、ネゴランド国の消費者の間で注目を浴びた。このセールの実施に伴い、ブルー社のアービトリア国からネゴランド国への航空運送及びネゴランド国内での宅配が一時的に急増することが予想された。しかも、同時期に Blue Ultra Sale を実施することから、アービトリア国内での取扱量も急増することも予想された。通常、BSN での販売のためにアービトリア国からネゴランド国に輸送される商品は、(1)ブルー社がアービトリア国内の倉庫で自ら航空運送用の梱包をしたうえで、レッド社に引き渡す、(2)レッド社は、通関手続、コンテナへの積込み、運送を行い、ネゴランド国内のブルー・ネゴランド社の倉庫まで配送する、といった流れで取り扱われていた。しかし、今回は、BSN-Super 10th Anniversary と Blue Ultra Sale という 2 つの大イベントが重なったことに加えて、2019 年 7 月から労働環境に不満を抱いたブルー社の倉庫のスタッフの離職が続いており、ブルー社は現状では 2 つのイベントを無事にこなせるだけの人手を確保することは困難であった。そこで、ブルー社は、レッド社に対して、2019 年 9 月中旬から 10 月上旬にかけての輸送体制の増強を依頼するとともに、(1)の作業についてもレッド社に協力を依頼すべく協議を行った。この協議の記録は別添 10 の通りであり、この協議を踏まえてレッド社とブルー社が作成した書面は別添 11 の通りである。
25. 2019 年 9 月 10 日、ブルー社は、「BSN-Super 10th Anniversary」のためにアービトリア国からネゴランド国に運送するアービトリア国産の商品を確保して、ネゴランド国へ輸送する作業を開始した。レッド社は、9 月 17 日、スタッフ 2 名をアービトリア国に派遣し、ブルー社はレッド社に対し 5 万ネゴリラを支払った。その後の経過等について、仲裁手続開始後、レッド社の担当者とブルー社の担当者が仲裁廷に提出した陳述書は別添 12-1 及び 12-2 の通りである。
26. 「アブ・プロポリス」と「アブ・ウォッチ」がアービトリア国にあるブルー社の倉庫に納

品されたのは、2019年9月20日であった。これらの商品は梱包後コンテナに格納され、2019年9月25日にレッド社の航空機に積み込まれた。航空機は、同日、アービトリア国の空港を離陸し、同日、ネゴランド国の空港に到着した。2019年9月26日、コンテナは通関の手続きを終え、ネゴランド国にあるブルー・ネゴランド社の倉庫に運び込まれた。なお、「アブ・プロポリス」の総重量は3,500キログラム、「アブ・ウォッチ」の総重量は600キログラムである。Air Waybillには、「アブ・プロポリス」及び「アブ・ウォッチ」の価格についての記載はない。

27. 2019年9月27日、ブルー・ネゴランド社の担当者が倉庫で「アブ・プロポリス」と「アブ・ウォッチ」を確認し、「アブ・プロポリス」の5万本のうち、4万本の容器が破損し、液漏れしていることが発見した。液漏れした4万本は売り物にはならない状態で破棄を余儀なくされた。この結果、BSN-Super 10th Anniversary では「アブ・プロポリス」は1万本のみ販売することとなった。「アブ・ウォッチ」には外観上の問題点は発見されなかったため、そのまま全てが販売された。
28. ブルー社はレッド社に対して、「アブ・プロポリス」が破損し、液漏れしていたことを直ちに書面で通知するとともに、専門家に対して原因の調査を依頼した。その結果、①貨物室は飛行中常に約0.8気圧に与圧されていたこと、②利用されていた緩衝材は航空運送専用のものでなく、品質も今一つであったこと、③飛行中に0.8気圧となった貨物室の中で緩衝材の空気が3割程度抜けてしまったこと（航空運送用のものであれば、そのような事態は発生しなかったであろうことについては、当事者間に争いはない）、④飛行中に晴天乱気流に遭遇し、数年に1度あるかないかといったほどひどく飛行機が揺れたこと、⑤この結果、「アブ・プロポリス」や「アブ・ウォッチ」が入った段ボール箱を格納したコンテナが激しく振動したこと（段ボールのコンテナへの格納や航空機内でのコンテナの据付けには問題はなかったことについては、当事者間に争いはない）、⑥緩衝材の空気が3割程度抜けていたことから、コンテナが激しく振動したことに伴い、段ボール箱内で「アブ・プロポリス」や「アブ・ウォッチ」が激しく振動したこと（緩衝材の空気が抜けていなければ、段ボール箱内で「アブ・プロポリス」や「アブ・ウォッチ」が激しく振動することはなかったことについては、当事者間に争いはない）、⑦この結果、4万本分の「アブ・プロポリス」の容器が破損したこと、⑧飛行機の操縦自体には特段の問題はなく、また、機体には故障はなかったこと、が明らかとなった。なお、今回の事故をカバーする保険は付保されていない（今回の仲裁では、いずれかの当事者が保険を付保すべきであったのではないか等の問題について考慮する必要はない）。また、緩衝材が航空輸送用のものかそうでないかについては、航空貨物輸送に通じている者であれば、気をつけて確認すれば分かる程度の違いがあった。
29. 2019年9月20日、国際的な科学雑誌で「アブ・プロポリス」はダイエット効果があるのに加え、風邪やインフルエンザなどにかかりにくくなる（摂取していない人と比べると、風邪やインフルエンザにかかる割合が20%程度に低下する）との論文が公表された。この論文は、アービトリア国及びネゴランド国で大きな話題となり、両国のマスコミも報道

した。これに伴い、アブ・プロポリスに対する注文が殺到し、9月22日にはアービトリア国における生産者からの調達価格が1本あたり100アブドル程度上昇し、市場価格も2倍となった。このような価格の変化を受けて、9月28日、ブルー社は、BSN-Super 10th Anniversaryでのアブ・プロポリスの販売価格を当初の1本50ネゴリラから1本150ネゴリラに変更することとした（販売価格の変更を決定した担当者は、その時点ではアブ・プロポリス4万本が破損したことは知らなかった）。1本150ネゴリラのアブ・プロポリス1万本は完売した。現在では、アブ・プロポリスは殆ど入荷がない状態であるが、入荷した際には、ブルー・ストアでは1本200アブドルで販売されている（BSNでは販売されていない）。

30. 「アブ・ウォッチ」は予定通り1本500ネゴリラで販売され、1万本は最初の3日間で完売した。しかし、10月4日から、購入した顧客から、「壊れていて動かない」とのクレームが寄せられるようになった。ブルー・ネゴランド社が確認したところ、確かに故障しており、BSNの保証規約に基づき、5,000個については返品を受けて顧客に対して返金を行った（残りについては特に問題なかった）。10月7日、ブルー社はレッド社に対して、「アブ・ウォッチ」が壊れていたとのクレームが寄せられていることを電子メールにより連絡した。その後調査したところ、10月12日には、「アブ・プロポリス」のケースと同様の事情により時計に想定以上の衝撃が加わり、故障したことが判明した。ブルー社は、10月14日に、レッド社に対して返品の対象となった「アブ・ウォッチ」の故障は航空運送中の衝撃が理由であることが判明した旨を書面により通知した。
31. ブルー社は、返品に応じた「アブ・ウォッチ」5,000本を、1本あたり50ネゴリラの費用をかけて修理した（全部の修理には1か月を要したが、かかる期間が合理的なものであったことに争いはない。）うえで、BSNにおいて再度販売し、完売した。しかしながら、10月10日に、ネゴランド国の時計メーカーであるネゴ時計が「アブ・ウォッチ」と同等の機能・品質を有する時計を1本200ネゴリラで販売開始したことから、「アブ・ウォッチ」の市場価格は下落したため、これらの「アブ・ウォッチ」の販売価格は1本200アブドルであった（200ネゴリラという販売価格が合理的なものであったことについては、当事者間に争いはない）。
32. ブルー社は、レッド社に対して、①「アブ・プロポリス」4万本を破棄せざるを得なくなったこと、並びに②故障した「アブ・ウォッチ」5,000本の返金及び修理に伴う損害の賠償を請求した。①については、1本あたりの損害は150ネゴリラであると主張している。②については、1本あたり500ネゴリラと200ネゴリラの差額である300ネゴリラに修理費用である50ネゴリラが損害額であると主張している。
33. これに対してレッド社は、「アブ・プロポリス」と「アブ・ウォッチ」が破損したのはブルー社に原因があり、仮にレッド社に債務不履行があるとしても、レッド社の責任は免責される、又は損害賠償額は限定される、等と主張している。なお、レッド社とブルー社との間には、「アブ・プロポリス」と「アブ・ウォッチ」の運送に関するレッド社の責任について、本間に記載されたほかに特別の合意は存在しない。レッド社の航空運送約款のう

ち、本間に関係する部分の抜粋は別添 13 の通りである。

以上の事件を「運送事件」という。

34. レッド社とブルー社との間には、もう一つの紛争が生じている。2019年1月25日、レッド社の「レッド・ワールド・トラベル」の運営システムに何者かが不正に侵入し、これが原因で「レッド・ワールド・トラベル」及び「レッド・ワールド・トラベル」の顧客のうち5万人の個人情報漏洩した。この5万人のうち、4万5,000名はネゴランド国の居住者、5,000名はアービトリア国の居住者であった。この前後において、レッド社とブルー社との間でなされた電子メールによるやりとりは別添[15]のとおりである。なお、レッド社はブルー社からの1月26日のメールに従い、運営システムの関係部分を停止(ネットワーク遮断)する措置を取ったが、既にその時点では5万人分の個人情報漏洩していた。なお、運営システムを停止したこと自体によってレッド社に何らかの損害が発生したことはない。
35. 調査の結果、このハッキングは、「レッド・ワールド・トラベル」の運営システムのバグが原因で、外部の者が運営システムにアクセスするために必要な暗号を盗み取ることが可能になった結果、発生したものであることが判明している。かかる侵入の手口自体はこれまでも知られており、この事件が発生する前の週において、ネゴランド国でオンライン・ショッピング・サイトを運営しているブラウン社においても不正侵入があったことが判明している。ブラウン社においては、不正侵入に対する防御対策が取られていたため、重要なデータ流出につながることはなかった。「レッド・ワールド・トラベル」の運営システムにおいても同様の防御対策が取られていた。本件では、上記のバグの存在により、顧客データベースへの侵入を防ぐことができなかつたことが分かっているが、当該バグが不正侵入を許す要因であったことは一般的には知られていなかった。また、問題となったバグは、エンジニアがシステムのうち関連する当該部分をチェックすることができれば比較的容易に見つけることができるものであった。
36. この情報漏洩を受けて対応を協議したレッド社は、速やかに、謝罪会見を開くとともに、個人情報の漏洩の対象となった顧客に対して、1名あたり100ネゴリラの見舞金を支払った。ネゴランド国における過去の同レベルの個人情報の漏洩事件では、1名あたりの見舞金の水準は10ネゴリラから50ネゴリラというレベルであったが(アービトリア国も同水準である)、ネゴランド国内では、従来からそれでは低すぎるのではないかといった批判が研究者や消費者団体からなされていた。レッド社の取締役会は、企業イメージを維持し、今後、この情報漏洩を原因とする損害賠償請求訴訟が提起されたり、「レッド・ワールド・トラベル」の売上の減少を防いだりするためには、最初に誠意を見せるためにも、目立つ形で対応をしていることを示すべきであるとの方針から、弁護士とも相談のうえ、上記の金額の見舞金を支払うこととした。
37. ネゴランド国において、個人情報を取り扱う事業者が顧客の個人情報を漏洩し、これにより顧客に損害を与えた場合には賠償する義務を負うとされているが、幸い、この情報漏洩が原因となった訴訟はネゴランド国において提起されておらず、アービトリア国の消費者

保護団体も提訴の方針はない旨述べている。業界関係者によれば、これらは、レッド社が迅速に謝罪を行い、見舞金を支払う等の対応をしたからであると言われている。

38. しかし、2019年10月、アービトリア国の個人情報保護委員会は、レッド社に対して、アービトリア国の一般データ保護法違反を理由として500万アブドルの制裁金を科した。命令書のうち、本問に関係する部分の抜粋は別添14の通りである。レッド社は、個人情報保護委員会の認定した事実には同意できない部分があったが、法的に争って、この件が大ごとになるよりは、早々に解決した方がよいと判断して、2019年12月16日、個人情報保護委員会と和解し、和解金として200万アブドルを支払った。(アービトリア国においては、政府機関の発した制裁金について、和解をすることが認められている。和解した場合、和解金を支払うことによって、命令書記載の制裁金の支払いが不要となる。また、事実関係は確定されないが、後日和解を撤回することはできなくなる。)なお、今回の件に関して一般データ保護法がレッド社に適用される場合、個人情報保護委員会によるレッド社に対する処分や制裁金の額は、同法に反したものとはいえない、という点については、当事者間に争いが無い。
39. これらを踏まえ、レッド社はブルー社に対し、別添15-1の書面を送付したが、ブルー社は別添15-2の書面をレッド社に送付し、双方の見解が対立している。
40. なお、2020年1月6日には、アービトリア国の居住者を含む顧客のデータが漏洩した結果、アービトリア国の個人情報保護委員会から一般データ保護法違反で300百万アブドルの制裁金を科された日本の事業者(当該事業者は、レッド・ワールド・トラベルと同じように様々な国の顧客を対象とする英語のサイトを運営し、このサイトからは音楽や映画がダウンロードできるが、アービトリア国の若者向けの有名な音楽情報サイトで紹介され、当該サイトに掲載されたリンクから簡単に同社のサイトに移動できるようになってから、アービトリア国の利用者の利用が急増し、毎月10万人以上がアクセスしていた)が、処分の取消を求めて提訴した事案で、アービトリア国の最高裁判所は、「アービトリア国の居住者が、外国事業者によって勧誘された結果としてウェブサイトアクセスしたり、アービトリア国の居住者をターゲットとしたウェブサイトアクセスしたりしたのではなく、自ら能動的に外国事業者が開設したアービトリア国の居住者をターゲットとしていないウェブサイトアクセスしているような場合には、一般データ保護法は適用されない。本件の日本の事業者のウェブサイトについては、①当該サイトは特にアービトリア国の居住者をターゲットとしたものではないこと、②日本の事業者自身が自らアービトリア国の居住者を勧誘しているわけではないこと、③アービトリア国のサイトでリンクが紹介されているということを知っているだけでは、アービトリア国の居住者をターゲットとしたり勧誘したりしているとはいえないこと、④日本の事業者のサイトに移行した時点では別会社のウェブサイトであることが明記されていたこと、⑤日本の事業者のサイトではアービトリア国法ではなく日本法が適用されることが明記されていたことからすると、一般データ保護法が適用されるべき事案ではない」との判決を出し、確定している。この訴訟では、2019年7月に言い渡された第一審判決では、最高裁と同様の理由により処分を取り消す

判決を出したが、2019年9月の控訴審判決は、日本の事業者はアーボトリア国のウェブサイトでリンクが紹介されていることを知っており、現にアーボトリア国の利用者が相当数いることも知っていたのであるから、アーボトリア国の居住者をターゲットとしているというべきであり、一般データ保護法を適用することは違法な域外適用とはいえないとして第一審判決を破棄した。この点はアーボトリア国の法律関係者の中でも意見が分かっていた点であったが、2019年12月15日、最高裁は、双方の弁論を踏まえて1月6日に判決を下すと公表し、関係者によってその内容が注目されていた。レッド社も、個人情報保護委員会の命令を受けた後に行った調査を通じ、これらの事実を知っていた。

以上の事件を「情報事件」という。

41. レッド社とブルー社は、運送事件及び情報事件について交渉を重ねたが、双方の主張は平行線をたどったため、運送事件についてはブルー社、情報事件についてはレッド社が申立人となり、2つの事件を併合して、日本商事仲裁協会における仲裁により決着をつけることに合意し、2020年3月16日、日本商事仲裁協会の商事仲裁規則（2019年）に基づく仲裁手続が開始した。仲裁地は日本である。ブルー社が提出した申立書及びレッド社が提出した答弁書及び反対請求申立書は別添16の通りである。
42. 仲裁手続が開始した後、レッド社の代理人、ブルー社の代理人、そして仲裁人は、レッド社のスワロー氏と、ブルー社のダイヤモンド氏の証人尋問を行うかどうかを議論した。しかし、証人尋問の日程を調整している過程で、新型コロナウイルスの感染が拡大したことから、レッド社の代理人は証人尋問をオンラインで実施すべきことを主張した。これに対してブルー社の代理人はオンラインで証人尋問を行うことには手続の公正性や手続保障の観点から問題があると反対した。レッド社の代理人は、当事者に合意がない場合であっても、仲裁廷はオンラインでの証人尋問を行うことができると主張したのに対し、ブルー社の代理人は、当事者に合意がない限りはオンラインでの証人尋問を行うことは許されないと主張している。（なお、この点を除き、本問の検討にあたり新型コロナウイルスの感染拡大の影響はないものとする。）
43. 仲裁人と双方の代理人が協議した結果、別添17に記載した争点について、3月6日にオンラインで審問を実施することとなった。仲裁人からは、所定の時期までに準備書面を提出するよう指示があった（提出時期、方法については、ワークショップ規則を参照のこと）。
44. 仲裁手続の開始後、紛争を調停で解決できないか、試みることで当事者が合意した。調停手続の間、仲裁手続は停止し、調停が不調となった場合には、仲裁手続を再開することが合意されている（調停手続の進め方については、ワークショップ規則を参照のこと）。

以 上

(別添1)

一般データ保護法 (抜粋)

第1条 本法は、個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する事項及び個人データの自由な移動に関する事項を定める。

2. 本法は、自然人の基本的な権利及び自由、並びに、特に、自然人の個人データの保護の権利を保護する。

第2条 本法は、その全部又は一部が自動的な手段による個人データの取扱いに対し、並びに、自動的な手段以外の方法による個人データの取扱いであって、ファイリングシステムの一部を構成するもの、又は、ファイリングシステムの一部として構成することが予定されているものに対し、適用される。

2. 本規則は、以下の個人データの取扱いには適用されない：

(a) アービトリア法の適用範囲外にある活動の過程で行われる場合。

中略

第3条 本法は、その取扱いが EU 域内で行われるものであるか否かを問わず、アービトリア国内の管理者又は処理者の拠点の活動の過程における個人データの取扱いに適用される。

2. 取扱活動が以下と関連する場合、本法は、アービトリア国内に拠点のない管理者又は処理者によるアービトリア国内のデータ主体の個人データの取扱いに適用される：

(a) データ主体の支払いが要求されるか否かを問わず、アービトリア国内のデータ主体に対する物品又はサービスの提供。又は

(b) データ主体の行動がアービトリア国内で行われるものである限り、その行動の監視。

第4条 「個人データ」とは、識別された自然人又は識別可能な自然人(「データ主体」)に関する情報を意味する。識別可能な自然人とは、特に、氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子を参照することによって、又は、当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的又は社会的な同一性を示す一つ又は複数の要素を参照することによって、直接的又は間接的に、識別されうる者をいう。

2. 「管理者」とは、自然人又は法人、公的機関、部局又はその他の組織であって、単独で又は他の者と共同で、個人データの取扱いの目的及び方法を決定する者を意味する。

3. 「処理者」とは、管理者の代わりに個人データを取扱う自然人若しくは法人、公的機関、部局又はその他の組織を意味する。

第32条 最新技術、実装費用、取扱いの性質、範囲、過程及び目的並びに自然人の権利及び自由に対する様々な蓋然性と深刻度のリスクを考慮に入れた上で、管理者及び処理者は、リスクに適切に対応する一定のレベルの安全性を確保するために、特に、以下のものを含め、適切な技術上及び組織上の措置をしかるべく実装しなければならない。

- (a) 個人データの仮名化又は暗号化；
- (b) 取扱システム及び取扱サービスの現在の機密性、完全性、可用性及び回復性を確保する能力；

第 83 条 個人情報保護委員会は、本法の定める義務に違反した管理者、処理者に対して、その違反の性格、重大性等を考慮して、適切と考える制裁金を科することができる。

(別添2)

米ドル、ネゴリラ、アブドルの推移表

*1米ドルがそれぞれ何ネゴリラ、何アブドルであることを示したものである。

	2019年8 月以前	2019年9 月1日か ら9月3 日	2019年9 月4日か ら9月30 日	2019年 10月1日 から10月 31日	2019年 11月1日 から2020 年1月31 日	2020年2 月1日か ら3月31 日	2020年4 月以降
米ドル	1	1	1	1	1	1	1
アブドル	1	1	1	1	1	1.05	1.1
ネゴリラ	1	1	1	1	1	1	1

(別添 3)

レッド社の概要

創業：1950年

社長：ピーコック

従業員：4万人

資本金：5,000万ネゴリラ

営業収益 (百万ネゴリラ)	2017年	2018年	2019年
国内貨物運送事業	5,000	5,300	5,500
国際貨物運送事業	700	700	700
観光事業	300	300	500
ロジスティクス事業	100	150	200
その他	10	20	30

宅配事業における国内荷物取扱数の推移

	2018年 以前	2019年 1月-3月	2019年 4月-6月	2019年 7月-9月	2019年 10月-12月	2020年 1月-3月	2020年 4月-6月
1月あたり平均 個数 (1万個)	4,000	4,050	4,100	4,200	4,300	4,500	4,800
うち、BSN分	400	410	420	450	480	500	540

国際貨物運送事業

	2018年 以前	2019年 1月-3月	2019年 4月-6月	2019年 7月-9月	2019年 10月-12月	2020年 1月-3月	2020年 4月-6月
1月あたり平均 トン	1,800	1,700	2,000	1,500	2,000	1,600	1,400
うち、ブルー社分	200	200	200	250	200	200	200

(別添 4)

ブルー社の概要

創業：1990 年

社長：ダイヤモンド

従業員：2 万人

資本金：5,000 万アブドル

営業収益 (百万アブドル)	2017 年	2018 年	2019 年
オンライン・ストア (ブルー・ストア及び BSN)	5,000	6,000	7,000
モール	800	900	1,000
システム・ソリューション	300	400	500
その他	10	15	20

*モールは、ブルー・グローバル・モールでの収益（主に、手数料、広告費）である。

*システム・ソリューションは、システム開発やクラウド・ストレージ・サービスである。

(別添 5)

Master Delivery and Transportation Agreement

This Agreement entered into effective as of the 14th day of February 2009, between Red Corporation, a Negoland corporation (“Red”), and Blue Inc., an Arbitrian corporation (“Blue”),

Whereas Blue requires delivery and transportation services in its new business which will be commenced in October 2009 in Negoland; and

Whereas Red desires to provide delivery and transportation service to Blue;

NOW THEREFORE, in consideration of the mutual agreements hereinafter set forth, the parties hereto, intending to be legally bound, hereby agree as follows:

1. Delivery and Transportation Service

1.1 General

Red will provide the following logistics services to Blue: (1) the transportation of goods with the airplanes owned by Red between the warehouses of Blue in Arbitria and the warehouses of Blue in Negoland (“International Transportation Service”); and (2) delivery of goods sold at Blue’s e-commerce service called “Blue Store Negoland” (“Delivery Services”).

1.2 International Transportation Service

1.2.1 Blue shall be responsible for the packing of parcels and shall pack parcels in a manner suitable for transport according to the character, weight, volume, etc. of the parcels. In the case where the packing of parcels is determined not to be suitable for transport, Red may request Blue to undertake necessary packing of the parcels, or Red itself may properly pack the parcels at the expense of Blue.

1.2.2 In the case where Red determines it to be necessary, Red may check the contents of parcels for necessary matters. However, the fact that Red performs an inspection does not warrant that the transport of the parcel does not violate the laws and regulations of the originating, transiting, and destination countries.

1.2.3 Red may agree to provide Blue with other transportation services as requested by Blue, such as packing, research of relevant laws and regulations, advices on logistics. If Red arranges procedures or provides services beyond the normal range in accordance with the request of Blue, the expenses or charges shall be collected from Blue.

1.3 Delivery Service

1.3.1 Blue shall create a delivery slip which describes the item, quantity, sender, recipient, and other necessary information (hereinafter the “Delivery Slip”) for each parcel when

Blue requests transport of a parcel. Blue warrants that the entries and declaration in the Delivery Slip are correct and accurate.

1.3.2 Red shall pick up parcels at the warehouse designated by Blue and deliver the parcels to recipient at the place described in the Delivery Slip. Red may cancel or suspend the transport of parcels when Red cannot deliver them after multiple attempts.

1.3.3 Red shall be able to use electronic devices in order to obtain a certificate of delivery. Blue agrees that Red may use as evidence a hard copy of a certificate of delivery which was obtained and stored electronically.

2. Refusal of Service

2.1 Red may refuse acceptance of transport and/or delivery of parcels in the following case:

- (a) the transportation request does not comply with this Agreement;
- (b) Blue fails to enter necessary items in the Transportation Documents or the Delivery Slip;
- (c) the contents of the Transportation or the Delivery Slip are false or inaccurate;
- (d) there is no facility suitable for transport;
- (e) the packing is not suitable for transport; or
- (f) existence of unavoidable circumstances, such as a natural disaster.

3. Fee and Payment

3.1 The charge for the International Transportation Service shall include collection and delivery fee at the shipping place and destination, customs fee, freight, handling fee, etc. The charge for the International Transportation Service shall be 60% of the standard charge that Red applies to general customers.

3.2 The charge for the Delivery Service shall include collection and delivery fee. The charge for the Delivery Service shall be 50% of the standard charge that Red applies to general customers.

3.3 Red shall invoice Blue on a monthly basis (not later than the fifteenth (15th) day of the following month), for the International Transportation Service and the Delivery Service incurred in the prior month.

3.4 Blue shall pay all amounts invoiced by Red on or before thirty (30) days after the date of the invoice. Such payments shall be made by Blue by wire transfer of immediately available funds to an account designated in advance in writing by Red.

. . .

7. Liability of Red

7.1 Except for the cases set forth in paragraphs 2 through 3 of this Article, Red shall be liable for damages due to loss, damage, cause of loss or damage, or delay arising from the transport of parcels, or incidental other operations by Red (hereinafter "Damage") when the cause of Damage occurs during the transport; provided that, Red shall not be liable when Damage arises from one of the following circumstances, or when it is proved that Damage was not caused by Red's willfulness or negligence:

- (1) an inherent defect or natural wear and tear of the parcels;
- (2) incompleteness or defect of package or necessary description in the Transportation Documents or the Delivery Slip, such as address, code, number, etc.;
- (3) ignition, an explosion, rot, mold, decay, change in color, rust or any other similar event, caused by the contents of the parcels;
- (4) damages due to X-ray, radiation, magnetism, etc.;
- (5) labor slowdown or strike, social unrest, hijack, terrorism, robbery, incident, war or warlike activities;
- (6) acts of god, fire or other disasters beyond control;
- (7) an unforeseeable extraordinary hazard to traffic conditions, avoidance of danger during navigation, rescue or lifesaving activities;
- (8) an earthquake, tidal wave, tidal surge, flood, storm, landslide, avalanche, or any other natural disaster;
- (9) suspension of transport, unsealing, inspection, condemnation, attachment or surrender to any third person by laws or regulations, or the exercise of public authority; or
- (10) an error in entry of information to be entered at the responsibility of Blue, wrong or incomplete information in a declaration, or other willfulness or negligence of Blue.

7.2 Blue shall, in any case, when their parcels cause damage to other parcels or Red's properties, compensate for damages and expenses incurred by Red. Red may dispose of or destroy parcels which may cause harm to aircraft, personnel or other items without advance notice, and shall not assume any liability for that.

7.3 Unless otherwise agreed by parties in writing, Red's liability for the failure in the International Transportation Service or the Delivery Service shall be limited to twenty-two (22) SDR per kilogram for such parcel. In any case, the claim amount for damages may not exceed the actual damages to the parcels, calculated based on either the actual purchase price of the goods or ordinary value of goods of the same sort and same quality, or if neither of them exists, the value deemed appropriate within such limitation.

. . .

12. Miscellaneous

12.1 This Agreement shall be governed by Japanese laws.

12.2 Neither party shall be liable to fulfill its obligations hereunder, or for delays in performance, due to causes beyond its reasonable control, including, but not limited to, acts of God, acts or omissions of civil or military authority, fires, strikes, floods, epidemics, riots or acts of war.

12.3 This Agreement sets forth the entire agreement between the parties hereto with respect to the subject matter hereof and is intended to supersede all prior negotiations, understandings and agreements. No provision of this Agreement may be waived or amended, except by a writing signed by the parties hereto.

12.4 This Agreement may be executed in one or more counterparts, each of which shall be deemed an original and together which shall constitute one and the same instrument.

12.5 The failure of either party to exercise any right or remedy provided for herein shall not be deemed a waiver of any right or remedy hereunder.

12.6 All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration in accordance with the Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association. The place of the arbitration shall be Tokyo, Japan.

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have executed this Agreement on the date first set forth above.

Red Corporation

Blue Inc.

(別添 6)

議事録

日時・場所：2009年1月15日10時～12時、レッド社本店

出席者：レッド社：宅配事業部長、国際業務部長、法務部長

ブルー社：経営企画部長、EC業務部長、法務部長

1. ブルー社からレッド社に対して、2009年10月よりネゴランド国におけるブルー・ストアのサービスを開始することについて、以下の通り説明がなされた。

- ・ ネゴランド国におけるブルー・ストアのサービスは、アービトリア国におけるブルー・ストアのサービスと同様のものとする。
- ・ ネゴランド国に100%子会社であるブルー・ネゴランド社を設立する。
- ・ ネゴランド国の顧客の相手方はブルー社とし、ブルー・ネゴランドはネゴランド国内での商品の調達・保管・配送の委託を担当する。
- ・ BSNでは、ネゴランド国内の商品に加え、「ブルー・ストア」で扱っている商品のうち、特に人気の高いアービトリア国の商品も扱う。
- ・ 最初の2,3年は、荷物は年間80万から100万個くらいを見込んでいる。そのうち、4分の1程度はアービトリア国の商品となる予定である。

そのうえで、ネゴランド国内の配達と、アービトリア国とネゴランド国との間の航空運送をレッド社に依頼したいと考えているとの発言がなされた。

2. レッド社からは、同社の配達能力、輸送能力には十分な余力があり、責任をもってネゴランド国内の配達と、アービトリア国とネゴランド国間の航空運送を取り扱うことができる旨の返答がなされた。

3. レッド社から、料金については、重量や大きさにもより、また、時期によって変動するが、毎月、一定量以上の取扱高があることを条件に、航空運賃、国内の配達運賃とも、正規運賃の3割引きとすることではどうか、と提案された。これに対して、ブルー社からは、航空運賃についてはそれでよいが、国内の配達運賃については、最近のe-commerce業界では送料を無料にするところも出てきており、7割引きとしてほしい旨の要望が示された。これに対して、レッド社からは、国内の配達運賃について7割引は到底受け入れられないとの返答がなされ、配達運賃は5割引きとする代わりに、航空運賃は4割引きとすることが提案された。ブルー社は、これを承諾した。

4. また、今後の取引の状況に応じて、契約内容を随時見直すことが合意された。

以上

(別添7)

BSN の売上高の推移

	売上高 (百万アブドル)	1月あたりの平均荷物取扱 個数 (1万個)
2009年	100	40
2010年	180	70
2011年	200	100
2012年	250	120
2013年	320	150
2014年	390	200
2015年	450	250
2016年	580	300
2017年	700	360
2018年	800	400
2019年	900	440

(別添 8)

Website and System Development Agreement

This Agreement entered into effective as of the 1st day of March 2018, between Red Corporation, a Negoland corporation (“Red”), and Blue Inc., an Arbitrian corporation (“Blue”),

WHEREAS:

- A. Red wishes to use the Blue to design, develop, implement and install a website for Red World Travel, and computer systems for management of Red Travel and Red World Travel to be used by the Red in its operations.
- B. Blue is in the business of the design, development, implementation, installation, and marketing of computer systems.
- C. Blue has agreed to draft a statement of work for acceptance by Red and upon acceptance, to proceed with the development of a computer system for the purpose as set out below in accordance with and subject to the terms of this Agreement.

NOW THEREFORE, in consideration of the mutual agreements below, and intending to be legally bound, the parties hereby agree as follows:

1. DEFINITIONS

In this Agreement unless the contrary intention appears:

- (a) 'Application System' means all the computer programs prepared by Blue and supplied to Red under this Agreement including both source code and object code versions;
- (b) 'Computer Hardware and Systems Software' means all the equipment and operating system software provided by Blue to Red pursuant to the Statement of Work;
- (c) 'Installation' means the delivery, setting up and configuring of the Computer Hardware and System Software and Application Software pursuant to the terms hereof in accordance with the Statement of Work accepted by Red;
- (d) 'Office Procedures' means all facilities, forms and manual processes specified by Blue as required to use the Computer System;
- (e) 'Related Items' means all information and all manuals, documentation, notes, improvements, modifications and alterations prepared by Blue and supplied to Red under this Agreement;
- (f) 'Computer System' means all Computer Hardware and Systems Software, Application Software, Office Procedures and Related Items developed pursuant to the Statement of Work; and
- (g) 'Website' means the website for Red World Travel to be created by Blue for Red under this Agreement.

2. TERM

This Agreement shall take effect from the date hereof and shall continue until terminated in accordance with the terms hereof.

3. THE PROJECT

3.1 For the consideration herein, Blue shall create the Website and build the Computer System in accordance with and subject to the terms of this Agreement.

3.2 In creating the Website and building the Computer System, Blue agrees that time is of the essence under this Agreement.

3.3 The design and function of the Website and the specification of the Computer Systems shall be agreed by Red and Blue.

3.4 In providing the services to be performed or procured pursuant to this Agreement, Blue warrants that all programming and other services shall be provided in a proper and workmanlike manner and at all times in compliance with the standards and procedures for the like programming and services specified at the time of entering this Agreement.

3.5 The design of the Web Site shall be in substantial conformity with the material provided to Blue by Red. Blue shall develop the Web Site to project the highest professional image.

. . .

6. WARRANTIES

6.1 Blue shall indemnify and hold Red harmless from and against any direct loss, damage, cost, liability or expense incurred by Red to the extent directly and proximately caused by and arising out of any infringement by any of the services performed by Blue for Red upon the patent, copyright, trade secret or other proprietary rights of any third party.

6.2 Blue represents and warrants that (1) the Computer System shall be prepared in a workmanlike manner and with professional diligence and skill; (2) the Computer System will conform to the specifications and functions set forth in this Agreement; and (3) Blue will perform all work called for by this Agreement in compliance with applicable laws.

6.3 Blue will repair the Computer System that does not meet this warranty within a reasonable period of time if the defect affects the usability of the Computer System for free of charge.

6.4 Blue does not warrant uninterrupted or "error free" operation of the Computer System or Service that is not due to its negligence.

6.5 Except as expressly set forth herein, Blue makes no warranties, expressed or implied,

including warranties of merchantability, or fitness for a particular purpose, in connection with this agreement and the transactions contemplated hereby. In no event shall Blue be liable to Red for any indirect, special or consequential damages or lost profits arising out of or related to this Agreement or the performance or breach hereof, even if Blue has been advised of the possibility thereof.

. . .

8. TERMINATION

8.1 Either party hereto may terminate this Agreement if the other party fails to observe or perform any provision of this Agreement and fails to remedy such breach within thirty (30) days after written notice thereof has been given to the party in breach.

8.2 In the event that this Agreement is terminated then each party shall within seven (7) days of the effective date of termination deliver to the other all documents and other materials (including magnetic tapes, disks or other storage media) containing any confidential information obtained from the other during the term hereof and the receiving party shall certify its obliteration by erasure or other appropriate means.

9. AMENDMENTS

No amendment or modification of this Agreement or any provision of this Agreement shall be effective unless agreed by the parties in writing.

10. GOVERNING LAW

This Agreement shall be governed by and construed in accordance with Japanese laws.

11. ARBITRATION

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration in accordance with the Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association. The place of the arbitration shall be Tokyo, Japan.

12. FORCE MAJEURE

12.1 Notwithstanding any other provision in this Agreement, no default, delay or failure to perform on the part of either party shall be considered a breach of this Agreement if such default, delay or failure to perform is shown to be due entirely to causes beyond the reasonable control

of the party charged with such default including, but not limited to causes such as strikes, lock-outs or other labour disputes, riots, civil disturbances, actions or inaction of Governmental authorities or suppliers, epidemics, wars, embargoes, storms, floods, fires, earthquakes, acts of God, of the public enemy, computer downtime that arises out of causes beyond the control of Blue (hereinafter called the 'Force Majeure Event').

12.2 If Blue is prevented from delivering the Computer System due to a Force Majeure Event, it shall notify Red of the fact in writing within ten (10) days after the occurrence of the Force Majeure Event.

12.3 If Blue is prevented from delivering the Computer System due to a Force Majeure Event then Blue shall make a reasonable effort to move or eliminate the circumstances preventing delivery and upon cessation of the cause diligently pursue performance of this Agreement.

13. ENTIRE AGREEMENT

This Agreement supersedes and replaces all agreements arrangements and understandings related to the subject matter hereof, whether reduced to writing or not, that may have preceded this Agreement.

14 MISCELLANEOUS

Matters not described in this Agreement in relation to the Website and/or the Computer System shall be determined between the parties hereto upon mutual consultation.

IN WITNESS WHEREOF, Red and Blue have executed this Agreement the day and the year first above written.

Red Corporation

Blue Inc.

今回の「レッド・ワールド・トラベル」のウェブサイト作成及び「レッド・トラベル」と「レッド・ワールド・トラベル」の運営システム作成は、当社の観光事業にとって非常に重要なプロジェクトでした。このため、オンライン・マーケティングや技術力に定評があり、また運送の取引を通じて取引関係のあるブルー社に依頼することにしました。ブルー社に依頼する際には、責任者であるダイヤモンド氏に対して、「最近、いろんな国でハッキングされてデータが漏洩したといった話も良く聞きます。ネゴランドでも、そういった事例があります。ハッキングの防止とデータの厳重な管理には特に注意してください」と伝えました。それに対してダイヤモンド氏からは、「勿論です。その点には特に厳重にチェックします。私が担当したシステムで、そのような事例が発生したことは一度もありません。ご安心ください。」との返事がありました。今回、バグが原因で不正侵入が発生してしまい、データ漏洩という事態が生じたことは残念でなりません。

「レッド・ワールド・トラベル」がオープンした後も初期不良が続いたため、ブルー社の担当者とは頻繁に連絡を取っていましたし、ブルー社もすぐに対応してくれていました。また、それ以外にも時々動作が不安定になることがあり、我々で対処ができなかった場合は、ブルー社に連絡して点検してもらっていました。しかし、今回問題となった際の対応は大変お粗末でした。当社の担当者のクレインからは、迅速に対応してもらえれば、今回のような事故は発生しなかったはずである、との報告を受けています。レッド社とブルー社との間にメンテナンスの契約があったのかどうか、私は知りませんでした。従前の延長で対応してもらっているという認識でした。

当社が「レッド・ワールド・トラベル」のウェブサイト作成を依頼すると、ブルー社から、ぜひ「ブルー・グローバル・モール」に出店して欲しいとの依頼がありました。当社としては、アービトリア国からの観光客が増加してくれることは有難いので、ブルー社の依頼に応じることとしました。この際には、私から、「アービトリア国の規制等との関係は大丈夫なのですか」と聞くと、ダイヤモンド氏は、「問題ありません。何かあれば、御連絡します。」とのことでした。その後、特に何らの連絡もありませんでした。一般データ保護法との関係で注意すべき問題があれば、当然、ブルー社が検討してくれるものだと思っていました。アービトリア国法の詳細はよく知りませんでしたが、個人情報保護には厳しいということを知っていました。もし、アービトリア国の規制が適用されるということを知っていたら、規制対応のコストを考え、「ブルー・グローバル・モール」への出店はしなかったのではないかと思います。

契約締結後、実際にウェブサイトやシステムの開発を開始する前にもダイヤモンド氏に会う機会があり、その際にも、「今回のシステムはとても重要なので、万全を期して欲しい。万が一にも顧客に迷惑をかけたりすることのないようにしてほしい」と依頼しました。ダイヤモンド氏は、「勿論です。お任せください」と言いました。

このように、今回の不正侵入によるデータ漏洩の点でも、また、一般データ保護法に関して制裁金を払うこととなった点でも、責任はブルー社にあると考えています。

レッド社観光事業部長 スワロー

(別添 9-2)

陳述書

今回の事件は、当社としても残念に思っています。レッド社のスワロー氏からは、当社にご依頼を頂くに際して、「ハッキングの防止とデータの厳重な管理には特に注意してください」との依頼があり、私は、「ベストを尽くします。これまで、ハッキングされたようなケースはありません」とお伝えしました。しかし、システムの開発に際して何らかのエラーが存在することは避けられません。契約にも、error free ではないことを明記しています。当社としては、ベストを尽くしてシステムを開発しました。また、今回のハッキングは、とても巧妙なハッキングでした。普通のハッカーであれば、今回のようなバグを端緒として不正侵入することはできなかったのではないかと思います。

引渡しの後、レッド社から不具合について連絡を頂いた際には、速やかに対応していました。その後、初期不良も収束しましたが、それ以外にもレッド社からは頻繁に連絡がありました。こちらで対応しなくてもよいようなものもありましたが、お客様からの依頼ですので、可能な範囲で対応しました。一時、担当者のルビーが風邪をひいて数日会社を休むことがありましたが、レッド社から誰か別の者に連絡してもらえれば、対応できたと思います。なお、今回、レッド社とブルー社との間には、引き渡し後のメンテナンス等についての契約は締結されていませんでした。

「レッド・ワールド・トラベル」は、「ブルー・グローバル・モール」にとっても魅力的なコンテンツになり得ると思いますので、サイト開発の依頼を頂いた際に、私からスワロー氏に、「ブルー・グローバル・モールへの出店を検討されては如何でしょうか。アービトリア国からの観光客増加にもつながると思います」と申し上げました。スワロー氏は、「ぜひお願いしたい」とのことでした。スワロー氏から、「アービトリア国の規制等との関係は大丈夫なのですか」とのお話がありました。アービトリア国法上、このような形で「ブルー・グローバル・モール」に出店して頂くことについて、観光業法や旅行業の規制との関係では問題ありませんので、「問題ないと考えておりますが、何か疑問点等がありましたら遠慮なくご相談ください。」とお返事しました。

今回、個人情報保護委員会が一般データ保護法違反を理由に、レッド社に制裁金を科しました。当社としては、これは違法な域外適用であると考えており、実際、最近の最高裁判決に照らしても、レッド社がしっかりと反論していれば、払う必要のないお金だったと思います。一言、相談してくれば、当社からアドバイスもできたのに、レッド社は一言の相談もなく、対応されました。レッド社が自己の責任で判断されたのですから、レッド社が当社の責任を追及しようとするのは誤っています。

ブルー社システム事業部長 ダイヤモンド

(別添 10)

議事録

日時：2019年7月16日10時～12時

場所：レッド社本店

出席者：レッド社：宅配事業部長、国際業務部長、法務部長

ブルー社：EC 業務部長、ブルー・ネゴランド社長、法務部長

1. ブルー社からレッド社に対して、ブルー・ストア・ネゴランド (BSN) の10周年記念の特別大セールである「BSN-Super 10th Anniversary」の実施についての説明がなされた。

・期間：2019年10月1日から10月7日

・内容：全品半額から2割引とする。加えて、通常は取り扱っていないアービトリア国の特産品である「アブ・プロポリス」と「アブ・ウォッチ」を目玉商品として販売する。

2. 上記セールの実施に伴い、ブルー社からレッド社に対して、以下の依頼がなされた。

①ネゴランド国の配達量の増加及びアービトリア国の倉庫からネゴランド国の倉庫への輸送量の増加に備えた特別の態勢を組んでいただきたい。

②アービトリア国からネゴランド国への輸送は通常の1.5倍から2倍程度になることが予想されるが、ちょうど同時期に、アービトリア国でもBlue Ultra Saleを行うこともあって人手が足りなくなるため、航空運送のための梱包についてレッド社が協力をお願いしたい。

③航空運送のための梱包のために人員及び梱包のための緩衝材を提供していただきたい。

④協力のための費用は、通常の運送費とは別に支払う。

⑤今回は今まで扱ったことのない「アブ・プロポリス」と「アブ・ウォッチ」という特別の目玉商品を販売するので、特に円滑な輸送に注意して欲しい。

3. 上記のブルー社の依頼について、レッド社はこれを応諾した。なお、2④の費用は、2万ネゴリラとすることが合意された。なお、以上の合意に基づき、MOUを作成することが合意された。

以 上

(別添 11)

MEMORANDUM for the Special Sales at Blue Store Negoland

Date: July 16, 2019

1. Blue decides to conduct the Special Sales at the Blue Store Negoland for its 10th anniversary.
2. To prepare for the increase of the volume of parcels in the period of the Special Sales, Red agrees to make a special arrangement of staffs, relevant materials, vehicles, and carriers.
3. Red will cooperate in and handle packaging of parcels at the warehouse of Blue for air transportation from Arbitria to Negoland.
4. Red will send two people to facilitate the packaging for the air transportation and procure cushioning material.
5. The cost for the cooperation is 20,000 Nego-Lira and must be paid by Blue to Red separately from the normal transportation cost.

Red Corporation

Blue Inc.

(別添 12-1)

陳述書

1. 私は、ブルー社の倉庫で BSN に関係する商品の調達、保管、発送の管理の責任者をしています。
2. 2019 年 10 月の BSN の大セールを実施するにあたり、ブルー社内部で態勢を検討したところ、アービトリア国での別のイベントのために、いつもネゴランド国向けの物品を管理している倉庫の人員を別の倉庫に派遣しなければならず、大セールのための商品の発送作業に支障をきたすことが判明しました。そこで、通常は私たちが担当している航空運送用の梱包作業をレッド社に協力を要請しました。
3. 私たちの要請が認められ、レッド社が梱包作業を担当してくれることとなりました。レッド社から 2 名のスタッフの方が来られて、商品を緩衝材で梱包したうえで、段ボール箱に入れる作業をしてくださいました。この手順は通常私たちが発送準備を行う場合と同じです。作業は 9 月 17 日から開始され、最初の 2 日間は当社のスタッフも一緒におりましたが、3 日目以降はレッド社のスタッフだけで作業を行いました。私は、作業の状況について、レッド社のスタッフから毎日報告を受けていましたが、レッド社の 2 名の方のおかげで、大変スムーズに進みました。ブルー社の倉庫で使っている商品の発送に必要な情報が表示されるタブレットをレッド社のスタッフの方にお渡しし、アービトリア国向けの発送が必要な商品が分かるようにしました。
4. レッド社のスタッフは梱包に必要な緩衝材をネゴランド国から持参されたおり、当初はそれを使っていたのですが、9 月 20 日に私のところに緩衝材を提供して欲しい旨の連絡がありました。そこで、当社が保管していたものをお渡ししました。しかし、それでも足りなくなり、9 月 22 日には、レッド社の方から、再度緩衝材を提供して欲しいと言われました。しかし、当社の在庫もなかったため、当社の購買部門に指示して、緩衝材を調達し、23 日にレッド社のスタッフにお渡ししました。その際、緩衝材の品質等について特別な注文はありませんでした。なお、レッド社にどの程度の量の緩衝材を持ってきて欲しいということは特に伝えておりません。
5. 緩衝材の代金は 1,000 アブドルでした。これは、レッド社の方が当社に支払われました。
6. 後で気が付いたのですが、購買部門が調達したのは、いつもネゴランド国への輸送用に当社が利用しているものとは違うものだったようです。確かに、通常であれば同じ量だと 2,000 アブドルくらいします。しかし、当時は急いでいたということもあり、調達したものをそのままレッド社のスタッフに提供しました。その時は特に不思議には思いませんでした。それをレッド社のスタッフにお渡しした際にも、特に何も言われませんでした。
7. レッド社は航空運送の専門家なので、緩衝材が航空運送に不向きなものだったことによる責任はレッド社が負うべきであると思います。

ブルー社 ロジスティクス部長
エメラルド

(別添 12-2)

陳述書

1. 私は、レッド社の航空貨物運送の担当で、2019年9月、ブルー社の10周年記念セールのための輸送作業に対応するため、ネゴランド国からアーボトリア国のブルー社の倉庫に派遣されました。
2. 私の上司から、セールで販売する商品のネゴランド国への輸送準備にあたり、ブルー社は人手が足りないので、当社が梱包作業に協力することになった。先方と協力して対応して欲しい、との指示を受けました。このため、私ともう1名がブルー社に行くことになりました。我々2名は主に運送オペレーションに携わっており、普段梱包作業を担当している訳ではありませんが、当時は当社も人員が足りていなかったため、派遣されることになったのです。
3. セール向け商品の梱包作業は、9月17日からスタートしました。最初の2日間は、ブルー社の方と一緒に作業していましたが、3日目からは、ブルー社の方が作業のための時間が割けず、他方我々2名でも対応が可能であることがわかったため、我々のみで担当しました。ブルー社は相当人繰りに苦勞されていたようでした。ブルー社から倉庫で使っている商品の発送に必要な情報が表示されるタブレットを提供してもらい、これに従ってネゴランド国に発送する商品について、必要な梱包作業を行いました。梱包された商品は、その翌日に当社の航空輸送部門の担当者に引き渡していました。梱包作業の状況については、毎日、ブルー社のエメラルドさんに報告していました。
4. 緩衝材はブルー社に来る時に持ってきたのですが、発送する商品が大変多く、すぐになくなってしまいました。そこで、ブルー社の方に緩衝材の提供をお願いしました。しかし、9月22日にはそれもなくなってしまったため、再度ブルー社に提供をお願いしました。ブルー社の担当者からは新しく調達しますと言われ、翌日になって緩衝材が届きました。今回問題となっている「阿布・プロポリス」と「阿布・ウォッチ」の梱包作業は9月24日に行っています。なお、我々は、ネゴランド国に輸送する商品の量を想定して緩衝材も持ち込んでいましたが、いざとなればブルー社から提供を受けることができると思ったため、それで十分かどうかの確認はしていませんでした。
5. 新たに調達して頂いた緩衝材については代金を支払う必要があると思い伺ったところ、1,000 アブドルとのことでした。かなり安いと思いましたが、アーボトリア国ではそのようなものなのかと思いました。ブルー社が調達してくださった緩衝材は、当社がいつも利用しているものとは異なりましたが、アーボトリア国では標準的なものだろうと思い、特に品質について疑問を挟むことはありませんでした。ブルー社はこれまでも航空運送用の梱包をされてきたので、ブルー社が調達してくれる緩衝材が、まさか航空運送に不向きなものとは思いませんでした。見た目や使った際の感覚は、当社が持参したものと変わりがなかったように思います。
6. ブルー社が提供してくださった緩衝材が理由で、今回のような事故が発生したのですから、ブルー社が責任を負うべきものだと思います。

レッド社 国際業務部主任 スワン

(別添 13)

Air Waybill の裏面約款の抜粋

1 荷送人は、貨物が通常取り扱いにより安全に運送されるような方法で、かつ、人または財産に損傷を与えないような方法で適切に梱包されていることを確実にする責任を負います。各荷には、荷送人および荷受人の氏名および住所地番を明瞭に、かつ、消えないように記名しなければなりません。運送人は、運送人の業務担当者が実施した場合を除き、貨物の荷造りまたは荷印の欠陥に対する責任を負いません。

2 貨物の運送における破壊、紛失、損傷または遅延の場合における損害に対する運送人の責任を以下に定めるものとします。運送人は、荷送人または荷受人が当該貨物に関して別の航空貨物運送状（またはそれに相当するもの）を発行した相手に対しては責任を負いません。運送人またはその代理人が行う貨物の運送またはその他の業務に起因したまたは関連するいかなる性質の損傷、遅延または紛失についても、当該損傷、遅延または紛失が運送人の重大な過失または故意の不正行為に起因するものであったことが証明されない限り、運送人は責任を負いません。

3 貨物の運送における破壊、紛失、損傷または遅延の場合における損害については、運送人は、その損害の原因が運送中に生じたものであるときには、責任を負います。ただし、運送人が、事故の発生を防ぐために運送人もしくはその職員があらゆる可能な措置を講じたことまたはそうすることが不可能であったことを証明した場合は、運送人は、損傷、遅延または紛失に対する責任を負いません。

4 運送人は、この約款に従う運送から生じた間接損害に対しては、運送人がその損失または損害の発生を予知していたかどうかを問わず、一切責任を負いません。

5 荷送人、荷受人またはその他の請求者の側に寄与過失がある場合、適用法令に定められた範囲で、運送人はその責任を免除されます。

6 運送人の責任は、破壊、紛失、損傷または遅延をこうむった貨物 1 キログラムあたり 22SDR（特別引出権）を超えないものとします。運送人の合意を得て、荷送人が貨物の価額について特別に申告し、かつ、適用される追加料金を支払っていた場合は、運送人の責任は当該申告額を上限とします。すべての損害賠償請求にあたっては価額を証明しなければなりません。

7 物品に紛失または損傷があった場合、貨物の引き渡しを受ける権利を有する者が書面による苦情を運送人に提出しない限り、いかなる損害賠償請求も認められません。この場合、苦情は次のとおり提出しなければなりません。

- (1) 物品に明らかな損傷があった場合または物品の一部が紛失した場合には、その発見後ただちに、かつ、物品の受領日から遅くとも 14 日以内。
- (2) 物品にその他の損傷があった場合には、物品の受領日から 14 日以内。

* アブ・プロポリス、アブ・ウォッチの運送にあたっては、6 条の特別の申告及び追加料金の支払はない。

(別添 14)

2019 年 10 月 10 日

レッド社

命 令

アービトリア国個人情報保護委員会

レッド社は、制裁金 500 万アブドルを本命令の日から 3 か月以内に支払え。

<理由>

2019 年 1 月 25 日、レッド・ワールド・トラベルを利用したアービトリア国の顧客 5,000 名を含む 5 万人の個人情報が漏洩した。レッド社は、ブルー・グローバル・モールを通じて、アービトリア国でアービトリア国のデータ主体にサービスを提供しており、一般データ保護法が適用される。一般データ保護法 32 条によれば、個人情報の管理者はシステムの機密性・完全性を確保する義務を負うが、レッド社は顧客情報の流出を許すようなシステムを用いていた。この行為は、一般データ保護法に違反する。

当委員会は、この違反行為に対し、500 万アブドルの制裁金を科すこととする。

以 上

(別添 15-1)

2020年1月10日

ブルー社 御中

レッド社

ご承知のとおり、先般、当社が使用している「レッド・ワールド・トラベル」の運営システムに不正侵入があり、「レッド・トラベル」及び「レッド・ワールド・トラベル」の顧客のうち5万人の個人情報が流出いたしました。

当社で調査した結果、かかる情報流出は、「レッド・ワールド・トラベル」の運営システムのバグが原因であることが判明しました。すなわち、かかる流出は貴社のシステム開発の不備に起因するものと考えますので、損害賠償として以下の金額をお支払いください。

1. アービトリア国個人情報保護委員会との和解により支払った制裁金 200万アブドル
2. 情報流出の対象となった顧客に対する見舞金 500万ネゴリラ

以 上

(別添 15-2)

2020年1月15日

レッド社 御中

ブルー社

貴社の2020年1月10日付書面を受領いたしました。

今回、貴社顧客に関する個人情報の流出が発生した事は大変遺憾であると考えております。しかしながら、当社の開発した「レッド・ワールド・トラベル」の運営システムに関し、バグの存在及びそれによって生じた損害については、責任を負わないものと考えておりますので、貴社のご請求には応じられません。

また、今回、アービトリア国個人情報保護委員会は、貴社がアービトリア国の一般データ保護法の違反があったとして制裁金を科しておりますが、これは違法な域外適用であり、レッド社は制裁金を支払う必要はなかったものと考えております。当社といたしましても、一般データ保護法の適用範囲に関する個人情報保護委員会の見解には問題があると考えておりました。貴社の判断により個人情報保護委員会と和解のうえ制裁金を支払われたとのことですので、当社が責任を負う理由はないものと考えます。

以 上

(別添 16)

February 10, 2019

To: Crane (Red)

From: Ruby (Blue)

ReReReReReReReReReRe:システムのバグについて

システムの開発でバグがあることは避けられず、バグがあったから直ちに当社に責任があるということにはなりません。また、今回のバグは発見しにくいものでした。当社のスタッフは多忙を極めており、対応したくても対応できなかったのです。また、不正なアクセスがあったら、貴社でもシステムを一時的に止める等の対応もできたはずですが。今回の件で、当社が責任を負うとのご主張を受け入れることはできません。

February 7, 2019

To: Ruby (Blue)

From: Crane (Red)

ReReReReReReReReReRe:システムのバグについて

私からは、ハッキングの防止とデータの厳重な管理には特に注意してくださいとお願いしたはずですが、当社は、既に1月18日に運営システムのハッキング対策の点検を依頼したにもかかわらず、迅速に対応して頂けませんでした。今回の情報漏洩により当社に損害等が発生した場合には、貴社に賠償を請求する可能性があります。

February 5, 2019

To: Crane (Red)

From: Ruby (Blue)

ReReReReReReReReRe: システムのバグについて

当社のスタッフが確認したところ、運営システムのバグが原因で、何者かがレッド・ワールド・トラベルの顧客データの一部にアクセスするために必要な暗号を盗み取ることが可能になった結果、発生したものであることが判明しました。今回のバグは、今まで考えてみなかったような点でした。3, 4日時間をかけて集中的にチェックしていれば発見できていたと思いますが、1日や2日では発見できるようなものではありませんでした。もうバグは修復しましたので、ご安心ください。

January 26, 2019

To: Crane (Red)
From: Ruby (Blue)
ReReReReReReReRe: システムのバグについて

ご連絡有難うございました。風邪で休んでいて、お返事が遅くなりました。
至急、当社のスタッフを貴社に派遣します。明日の午前には貴社にお伺いできると思います。
それまでの間、暫定的にレッド・ワールド・トラベルの関係部分を止める措置を取って頂けますでしょうか。宜しくお願いします。

January 26, 2019
To: Ruby (Blue)
From: Crane (Red)
ReReReReReReRe: システムのバグについて

レッド・ワールド・トラベルの運営システムがハッキングされ、顧客の個人情報が漏洩するという事態が発生しました。原因は調査中ですが、システムのバグが原因である可能性が大です。
至急、対応して頂けますでしょうか。

January 23, 2019
To: Ruby (Blue)
From: Crane (Red)
ReReReReReRe: システムのバグについて

昨日、また、レッド・ワールド・トラベルの顧客データベースに不正なアクセスが試みられた形跡があります。至急、対応して頂けるようお願いいたします。

January 21, 2019
To: Ruby (Blue)
From: Crane (Red)
ReReReReRe: システムのバグについて

昨日、レッド・ワールド・トラベルの顧客データベースに不正なアクセスが試みられた形跡があります。できるだけ早く対応して頂けるようお願いいたします。

January 20, 2019

To: Crane (Red)

From: Ruby (Blue)

ReReReRe: システムのバグについて

ご連絡有難うございました。生憎、現在、当社のシステム関係のスタッフは多忙を極めており、緊急に対応することはできません。手が空き次第、対応致しますので、少しお待ちいただけますでしょうか。

January 18, 2019

To: Ruby (Blue)

From: Crane (Red)

ReReRe: システムのバグについて

初期不良の際には色々に対応して頂き、有難うございました。お陰様で、その後は順調に稼働しています。ところで、先週、当社の同業者の顧客管理システムがハッキングされるという事態がありました。その会社の場合は、ハッキングされたものの、重要なデータは影響を受けなかったとのことでした。当社の運営システムがハッキングされるようなことのないよう、ハッキングを許すバグがないかどうか、再点検をお願い致します。

(別添 17-1)

仲裁申立書

一般社団法人 日本商事仲裁協会 御中

申立人: Blue Inc.

申立人代理人:

被申立人: Red Corporation

I 請求の趣旨

- 1 被申立人は、申立人に対し金 775 万アブドルを支払え。
- 2 管理料金、仲裁人報償金、仲裁人経費、代理人その他の専門家の報酬および経費、その他仲裁手続のために要した費用はすべて被申立人の負担とする。
との仲裁判断を求めらる。

II 紛争の概要および請求を根拠づける理由

(省略)

したがって、申立人は被申立人に対して債務不履行を理由として 775 万アブドルの損害賠償を求めらるものである。

III 援用する仲裁合意

本契約第 12.6 条には、同契約からまたは同契約に関連して生じる紛争は、日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、日本国東京において仲裁により最終的に解決する旨規定されている。

IV 証明方法

追って適宜証拠を提出する。

V (日本商事仲裁協会の商事仲裁規則第 14 条第 2 項参照)

以上のとおり仲裁を申し立てるものである。

添付書類

(1) 委任状

2020 年 3 月 16 日

申立人代理人 弁護士 _____ 印

(別添 17-2)

東京 2020—X 号仲裁事件

答弁書

一般社団法人 日本商事仲裁協会 御中

申立人: Blue Inc.

被申立人: Red Corporation

被申立人代理人:

I 答弁の趣旨

- 1 申立人の請求を棄却する。
- 2 管理料金、仲裁人報償金および仲裁人経費、代理人その他の専門家の報酬および経費、その他仲裁手続のために要した費用は、すべて申立人の負担とする。
との仲裁判断を求める。

II 紛争の概要および答弁の理由

(省略)

III 証明方法

追って適宜証拠を提出する。

IV (日本商事仲裁協会の商事仲裁規則第 18 条第 2 項参照)

添付書類

- (1) 委任状

2020 年 3 月 25 日

被申立人代理人 弁護士 _____ 印

(別添 17-3)

東京 2000—X 号仲裁事件

反対請求の申立て

一般社団法人 日本商事仲裁協会 御中

反対請求申立人 (被申立人) : Red Corporation

反対請求申立人 (被申立人) 代理人 :

反対請求被申立人 (申立人) : Blue Inc.

I 反対請求の趣旨

- 1 反対請求被申立人 (申立人) は反対請求申立人 (被申立人) に対して、金 200 万アブドル及び 500 万ネゴリラを支払え。
- 2 管理料金、仲裁人報償金および仲裁人経費、代理人その他の専門家の報酬および経費、その他仲裁手続のために要した費用はすべて反対請求被申立人 (申立人) の負担とする。との仲裁判断を求める。

II 紛争の概要および反対請求を根拠づける理由

(省略)

従って、合計で 200 万アブドル及び 500 万ネゴリラの損害賠償を求める。

III 援用する仲裁合意

(省略)

IV 証明方法

追って適宜証拠を提出する。

2000 年 3 月 25 日

反対請求申立人 (被申立人) 代理人

弁護士 _____ 印

(別添 18)

1. 運送事件

争点

- (1) 「アブ・プロポリス」「アブ・ウォッチ」の損傷に関して、レッド社は債務不履行責任を負うか。
- (2) 仮に、債務不履行責任を負う場合、損害賠償額はいくらか。

2. 情報事件

争点

- (1) ウェブサイト及び管理システムの作成に関して、ブルー社は債務不履行責任を負うか。
- (2) 仮に、債務不履行責任を負う場合、損害賠償額はいくらか。

3. 仲裁手続

当事者の同意がない場合に、仲裁廷は、オンラインでの証人尋問を行うとの決定をする権限を有するか。そのような決定を行えるのは何らかの条件が満たされる場合に限られるか。